

新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【公開用】

1 日 時 令和元年11月15日（金） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	城井田 二 郎
職務代理者	松 井 健 一
委 員	住 本 克 彦
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長谷川 綾

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	高 瀬 広 視
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和元年11月15日（金）午後3時30分から午後5時12分)

## 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前回会議録の承認

高瀬課長 (新見市教育委員会10月定例会会議録により、前回会議録の承認、議案3件、協議・報告4件等について説明を行う。)

城井田教育長 前回会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

城井田教育長 (前回の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

城井田教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第37号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第37号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第37号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は2世帯で児童3名について追加申請がありました。資料の1ページに記載しておりますが、新見市就学援助規則第6条に、準要保護の認定は、その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下とされているところであり、2ページのとおり、当該申請世帯は1.0倍以下の世帯に該当しますので、認定が適当と考えられます。以上です。

城井田教育長 ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、新見市就学援助規則第6条の規定に基づき、基準を下回るこの世帯について認定することとし、議第37号は承認とします。  
次に「議第38号」の説明をお願いします。

議第38号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支

給)の承認について

上田課長

議第38号 令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について説明させていただきます。これは、来年度の新小学校1年生と新中学校1年生に対する入学学用品費入学前支給に係る就学援助についてです。資料1ページをご覧ください。来年度入学予定の小学校180名、中学校243名の全てのご家庭に周知し、申請数は77世帯85名でした。小学校については35名、中学校については50名の申請がありました。資料2ページに詳細を記載しておりますが、新見市就学援助規則における基準である生活保護基準額の1.5倍以下という基準で算定したところ、認定基準に該当したものが60世帯65名で、小学校が25名、中学校が40名でした。基準に該当しなかったものが17世帯20名でした。以上です。

城井田教育長

これほどの数の基準に該当しない世帯が出るようなことが、過去にありましたか。私の経験では、これほどの数はなかったように思います。

上田課長

申請の背景は不明です。1ページ下段に前年度の支給実績を掲載していますが、不認定が9世帯でしたのでほぼ倍になっています。基準倍率の2倍を大きく超えている世帯からの申請もありますので、とりあえず出してみようということが出されたのかなと思います。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、新見市就学援助規則第6条の規定に基づき、この60世帯について認定することとし、議第38号は承認とします。次に「議第39号」の説明をお願いします。

議第39号 新見市運動部活動の在り方に関する方針の一部改定及び新見市文化部活動の在り方に関する方針の策定について

上田課長

議第39号 新見市運動部活動の在り方に関する方針の一部改定及び新見市文化部活動の在り方に関する方針の策定について説明させていただきますので、資料をご覧ください。運動部活動の在り方に関する方針は昨年度策定しましたが、この度一部を改定するものです。方針の中に文化部活動についての記述があったのですが、この後お話しする文化部活動の在り方に関する方針の策定に関わって、その記述を修正するものです。また、5ページに記載していた、朝練習に係る経過措置の記述を削除しました。この2点が、運動部活動の在り方に関する方針の一部改正です。文化部活動については新たに案をお示ししていますが、基本的には運動部活動の方針と同じ考え方で、文化庁から出た方針を基に県の方針を踏まえ、準ずる形で作成しています。以上です。

城井田教育長	ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。
松井職務代理者	文字の使い方で気になるところがあるのですが、文化部活動の方針の3ページの文中に「公務全体」とありますが、次ページに「校務全体」と使用している同じ内容の文がありますので、統一した方が良いのではないのでしょうか。
上田課長	「校務」に統一したいと思います。
松井職務代理者	そうであれば、運動部活動の方針の2ページにも同じ記述があり、「公務全体」となっています。また、4ページにも「校務全体」と記述した文もありますので、統一した方が良いのではないのでしょうか。
上田課長	県の基本方針に準じて作成していますので、おそらく前述の「公務全体」は県の立場で「公務」としており、後述の「校務全体」は学校の立場で「校務」として使い分けているのではないかと推察しますが、確認させてください。
松井職務代理者	わかりました。
城井田教育長	運動部活動の方針の5ページ、罫線枠内にある「※4」も削除しておいてください。 外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
城井田教育長	無いようですので、議第39号は承認とします。 次に「議第40号」の説明をお願いします。

議第40号 指定学校変更申請の承認について

上田課長	議第40号 指定学校変更の申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は2世帯3名の申請で、まず1番ですが、家庭の事情による転居で学区が変わったものの、対象児童が最終学年であるため、友人関係や環境等への適応状況を踏まえ、保護者が引き続き卒業するまで現学校への通学を希望しているものです。2番と3番は兄弟です。申請理由に記述していますが、2番の子が学校内の年上の子にいじめられたことにより不登校状態が続いており、新しい環境で学校生活を送ることが本人のためになるとの判断から指定校の変更を希望しているものです。3番については、2番と別々の学校に通学させるのではなく、同じ学校に通学させることを希望しているものです。また、3番本人もいじめられた経験があるため、指定校の変更を希望しています。学校とも連絡を取って、実態も掴んでいます。実態調査等を行
------	---

った結果、学校としてもいじめとして認知して保護者とも話をしたのですが、学校の子どもへの指導に対する不信感等もつり、このままではいけないとの思いから申請書が提出されました。学校としては、担任、校長、教頭を通じ、家庭とも話をしましたが、なかなか話が上手くいかなかったということがあり、保護者が、このような状態なら別の学校に行くという結論を出されました。変更先の学校にはお子さんと一緒に見学にも行かれ、納得して決められました。指定校とある程度離れた学校であるということと、変更先の学区に保護者の身内がお住まいであることも選ばれた理由だそうです。以上です。

城井田教育長

ただいまの説明について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

2番の子の不登校状態は、いつ頃からだったのでしょうか。

上田課長

10月中旬に入るぐらいからずっとで、約1カ月です。相談が出たのは2週間から3週間程度経過した後で、なかなか学校へ行けないのでということでした。

溝尾委員

学校としては、本人にではなく、いじめに対してどのように対応されたのですか。

上田課長

いじめという言葉が先行してしまうと、どうしても加害者と被害者という見方をしてしまうのですが、学校は何があったのかという事実確認を必ずしますので、学校が把握している事案は、にらんだという事実があったかどうかはわかりませんが上級生が見たということと、「早くしなさい。」といったということの2件です。それが意図的だったかどうかは、学校としては聞き取れなかったものの、今のいじめの認知という定義としては、一定度の人間関係の中で一方にとって心身的に何かあればそれはいじめだということになります。学校としては人間関係の修復についていろいろ考えていったのですが、間に入った学校に対して不信感を持たれていったようです。

松井職務代理者

3番の子の理由欄にも、いじめの経験があると記述されていますが、そのことについても学校は認知していて指導していたという経過はあるのですか。

上田課長

数年前に、誰からかこういわれたとか、こうされたといった事案があって、そこで同じような話がされ一定度の理解を得られて現在に至っているのですが、こういうことが起こると前にもあったのにちゃんとやってくれていないという言い方になるのだと思います。

城井田教育長

なかなか難しい事案です。訴えがあるといじめと認知するのですが、最終的に物事を客観的に判断する場合には、いじめではないと判断され

る場合があるようです。損害賠償に至った場合には、それが判例に影響する場合もあるようで非常に難しいです。折り合うよう学校も努力したのですが及びませんでした。

上田課長

先日、保護者が学校に行かれ、「お世話になりました。いろいろとお世話になりました。」という言葉をいただいたということです。そういった報告を受けていることを申し添えます。

城井田教育長  
各委員

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。  
(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、議第40号は承認とします。  
次に「報第34号」の報告をお願いします。

#### 報第34号 令和元年度新見市成人式について

名越課長

報第34号 令和元年度新見市成人式について報告させていただきます。概要を添付していますが、期日は令和2年1月2日(木)、会場はまなび広場にいみの大ホールで式典、小ホールで懇親会を実施します。12名で構成される新見市成人式実行委員会で、企画運営します。スローガンは「創生～新しい時代へ～」で、対象人数は254人、式典等の内容については資料のとおりです。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第35号」の報告をお願いします。

#### 報第35号 第33回新見市スポーツ少年団交歓交流大会について

名越課長

報第35号 第33回新見市スポーツ少年団交歓交流大会について報告させていただきます。開催要項をお配りしていますが、市内の31団に呼びかけ、各種スポーツ少年団が一堂に会して綱引きと長なわとびで交流を深めるため実施するものです。期日は12月8日(日)9時から12時までで、場所は新見市民体育館で開催します。昨年度の参加人数は約400名で、指導者も力を入れていて非常に盛り上がったと聞いています。以上です。

城井田教育長

ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

城井田教育長

無いようですので、次に「報第36号」の報告をお願いします。

報第36号 第43回新見市新春ロードレース大会について

名越課長 報第36号 第43回新見市新春ロードレース大会について報告させていただきます。この大会についても開催要項をお配りしていますが、今年度も新見市体育協会の主管の行事で、OHKスポーツ振興財団の共催で開催します。期日は令和2年1月3日(金)、防災公園を起点に開催する予定で、コース等については要項のとおりです。昨年度は、約240名の方に参加いただいています。以上です。

城井田教育長 ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 無いようですので、次に「報第37号」の報告をお願いします。

報第37号 第16回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ボランティアスタッフの公募について

名越課長 報第37号 第16回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ボランティアスタッフの公募について報告させていただきます。募集の案内文書をお配りしていますが、従来より中学生のボランティアを募集して、開会式や大会運営を手伝っていただいています。大会期間は次の実行委員会で正式に決定するのですが、令和2年3月27日(金)が開会式、翌28日(土)から30日(月)で予定しています。以上です。

城井田教育長 今年度が9回目で、10回まで本市で連続開催することとしてスタートした大会です。  
ただいまの報告について委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

城井田教育長 以上で議事は終了しました。

7 閉 会

城井田教育長 11月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻) (午後5時12分)